

令和9年度 飯館村職員（大学卒程度：一般事務）採用候補者試験募集要領

令和9年度飯館村職員（大学卒程度：一般事務）採用候補者試験を次により行います。

1. 試験職種及び採用予定人員

試験職種	一般事務
採用予定人員	若干名

※採用にあたって職種を異にすることがあります。

2. 受験資格

昭和61年4月2日以降に生まれた者。（学歴は問いません。）ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 禁固以上（令和7年6月1日以降は拘禁刑）の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 飯館村職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 試験の方法及び内容

大学卒業程度で次により行います。

- (1) 第1次試験
 - ① 教養試験…職員として必要な一般知識及び知能について、五肢択一式による筆記試験を行います。
 - ② 適性検査…公務員や事務職員としての適応性や性格等について、択一式による筆記検査を行います。
- (2) 第2次試験
第1次試験合格者に対して、主として人物について個別面接及び小論文等による試験を行います。

4. 資格調査

第1次試験合格者について、受験資格があるかどうか、申込書に記載されていることが正しいかどうかについて調査します。

5. 試験の期日、会場及び発表

区分	期日	時間	試験会場	発表
第1次試験	令和8年7月12日(日)	受付 9:00～9:30 教養試験 10:00～12:00 適性検査 13:00～15:00	福島市金谷川1番地 「福島大学」	8月下旬(予定)に飯館村役場前掲示場に合格者受験番号を掲示するほか合否について通知します。
第2次試験	9月下旬～10月上旬(予定)	第1次試験合格者へ通知します。		

6. 合格者の採用

- (1) 合格者は採用候補者名簿に登載され、成績順に村長が採用する者を決定します。この採用候補者名簿の有効期間は原則として1年間です。
- (2) 初任給は、飯館村の給料表によります。このほか通勤手当、超過勤務手当、寒冷地手当、期末・勤勉手当などが、それぞれの支給要件に応じて支給されます。

7. 受験手続及び受付期間

- (1) 申込用紙の請求
申込用紙は、飯館村役場総務課で交付します。郵便により申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「大学卒程度（一般事務）試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った自分宛の返信用封筒(角型2号)を必ず同封してください。
- (2) 申込の方法
 - ① 申込用紙に必要事項を記入して、飯館村役場総務課に提出してください。申込書を郵送する場合は、140円切手を貼った自分宛の封筒を同封し、その表に「大学卒程度（一般事務）試験申込」と朱書きして、簡易書留にて送付してください。
 - ② 受験票を受領したときは、最近6カ月以内に撮影した本人の写真(上半身、脱帽、正面向き、縦6cm×横4.5cm)1枚を写真欄に貼って受験当日に必ず持参してください。(受験票がない場合、又は受験票に写真が貼っていない場合は、受験できません。)
- (3) 受付期間
令和8年5月13日(水)から同6月12日(金)まで受け付けます。(執務時間中に限ります。午前8時30分～午後5時まで)
郵便による申込書提出の場合は、同6月10日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

8. その他

- (1) 受験の際は、「HB」の鉛筆と消しゴムを持参してください。それ以外の筆記用具は使用できません。
- (2) 試験当日の試験会場への自家用車の乗り入れを禁止しますので、公共交通機関を利用してください。
- (3) この試験に関し不明な点は、飯館村役場総務課に問い合わせてください。郵便で問い合わせる場合は、110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封してください。
- (4) 試験結果の開示は、合格者発表日から1ヶ月間、受験者本人が請求できますので、詳細は総務課へお問い合わせください。

※お問い合わせ先 飯館村役場 総務課 〒960-1892 福島県相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢580-1 TEL 0244-42-1611